

## 専門実践教育訓練給付金制度

本学看護学科・歯科衛生学科・栄養学科・こども学科は、教育訓練給付金制度（厚生労働省）における、「専門実践教育訓練指定講座」に認定されています。

### 【専門実践教育訓練給付金】

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、本学の看護学科・歯科衛生学科・栄養学科・こども学科を修了した場合、教育訓練施設（本学）に支払った教育訓練経費の一定割合額（上限あり）がハローワークから支給されます。

一定の要件を満たした方は3年制の学科【看護学科・歯科衛生学科】で最大168万円、2年制の学科【栄養学科・こども学科】で最大112万円の給付金を受けることができます。